

長野県災害派遣福祉チーム運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、長野県と長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「災福ネット」という。）を構成する県的福祉団体等（以下「構成団体」という。）が締結した「災害時における要配慮者支援に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づいて、災福ネットが養成する長野県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(チーム員の養成等)

第2条 災福ネットは、チーム員養成研修を実施してチーム員を養成するとともに、チーム員登録者を対象とした技能維持・向上を目的とした研修及び訓練等を実施する。

2 構成団体は、チーム員推薦書（様式第1号の1（所属事業所派遣）または様式第1号の2（所属事業所派遣以外））によりチーム員を推薦する。

3 災福ネットは、次の①及び②の要件を満たす者をチーム員名簿（様式第2号）に登録する。

① 所定の研修を修了したこと。または災福ネット部会委員としてチーム員養成に参画していること。もしくは、令和元年東日本台風災害等の大規模災害に係るチーム派遣活動に参加したこと。

② 構成団体の推薦を受けた者であること。

4 チーム員は、所定の研修及び訓練等への参加に努めるものとする。

5 チーム員が更新に関わる研修に参加する際の旅費は、災福ネットが負担する。

(チーム員の登録期間と更新)

第3条 チーム員の登録期間は3年間とする。但し、年度途中でチーム員として登録された場合は、登録を受けた当該年度及びその後2年間を登録期間とする。

2 登録期間が終了となるチーム員は、次のいずれかの要件を満たす場合、登録を更新することができる。

① 現登録期間において、1回以上、チーム員登録者研修に参加したこと。

② 現登録期間において、1回以上、チーム員として被災地に派遣されたこと。

③ 長野県総合防災訓練にふくしチーム員として参加したこと。

3 登録を受けたチーム員には、登録証を発行する。チーム員は、活動時に登録証を常に見える場所に携帯するものとする。

4 チーム員登録に係わる所属団体に異動等がある場合は速やかに事務局に報告し、継続の可否を災福ネット会長が判断する。

(チームの編成等)

第4条 災福ネットが派遣するチームの編成は次のとおりとする。

① 先遣調整班

チーム登録者若干名及び災福ネット事務局で構成し、活動期間は先遣調整が必要な期間とする。

② 現地支援班

チーム登録者で構成し、1チーム当たり4～6名程度を原則して編成する。活動期間は派遣開始から1カ月間程度とし、1チーム当たりの派遣期間は連続5日を原則とする。但し、必要に応じて期間を延長することができるものとする。

(チーム員の身分等)

第5条 派遣業務に係るチーム員の身分は、チーム員推薦書(様式第1号の1)による所属事業所派遣の者については、所属事業所の職員の身分をもって派遣業務に従事するものとし、チーム員推薦書(様式第1号の2)による所属事業所派遣以外の者については、個人として従事するものとする。

2 災福ネットは、派遣業務中の事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険及び損害保険に加入するものとする。

(県内発災時の対応)

第6条 災福ネットは、県内で災害が発生した場合、構成団体を通じて福祉施設等の被害状況や災害時要配慮者の支援ニーズ、福祉避難所の設置状況等について情報収集を行う。

2 災福ネットは、別に定める基準により、必要に応じて災福ネット災害対策本部を設置し、福祉支援の調整を行うための体制を確保する。

3 災福ネット会長は、必要に応じて被災地に先遣調整班を派遣することができる。

4 協定書第2条に基づき長野県からふくしチーム員の派遣要請を受けた場合、災福ネット会長は、チーム員派遣依頼書(様式第3号の1または2)により職員派遣を依頼する。

5 前項による依頼を受けた者は速やかに派遣の可否を決定し、災福ネットにチーム員派遣承諾書(様式第4号の1または2)を提出する。

(県外発災時の対応)

第7条 県外で災害が発生し、協定書第2条に基づき長野県からふくしチーム員派遣の要請を受けた場合、災福ネット会長は、速やかに派遣の可否を決定して県に連絡するとともに、第6条第4項及び5項に準じてチーム員の派遣手続きを行う。

(構成団体への報告)

第8条 災福ネットは、チーム員派遣承諾書(様式第4号の1または2)の提出を受けた後、チーム員派遣計画書(様式第5号)により構成団体へ報告する。

(費用負担等)

第9条 協定書第2条に基づいて派遣されたチームの活動に係る費用については、協定書第4条に基づき長野県が負担する。

2 災福ネットは、チーム員が活動するうえで必要となる旅費や活動物品購入費などを立て替え支出し、活動終了後、前項に該当する部分を長野県に請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、部会で定める。

(附則)

この要綱は、令和元年8月6日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。